

一般社団法人日本血栓止血学会 アジア太平洋血栓止血学会ジョイントシンポジウム運営規程

令和3年5月1日制定

(目的)

- 第1条 一般社団法人日本血栓止血学会（以下、本会と称する）定款第31条に基づき開催される年次学術集会等（以下、「学術集会等」という）におけるアジア太平洋血栓止血学会（以下、「APSTH」と称する）と合同企画にて開催するジョイントシンポジウムの運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2) APSTH 学術集会等におけるジョイントシンポジウムに関し必要な事項はAPSTH が別途定める。

(開催の申込)

- 第2条 ジョイントシンポジウムは、APSTH の代表からの申し込みにより開催する。
- 第3条 または本学会が APSTH に対し申し込むことにより開催する。
- 第4条 開催日は、双方の代表者および学術集会等の会長が協議し、決定する。

(座長・演者の決定)

- 第5条 日本血栓止血学会国際委員会および APSTH 間の協議により、原則として両学会員より演者・座長をバランス良く選出する。

(運営経費)

- 第6条 ジョイントシンポジウムの運営は、国際委員会および学術集会等の会長が協議の上行う。
- 2) 本学会会員に対する謝金・交通費は支払わない。
- 3) 非会員の演者については、国際委員会および学術集会等の会長が協議の上、謝金を支払う。
- 4) 非会員の演者については、国際委員会および学術集会等の会長が協議の上、交通費を支払う。
- 5) 3項4項の経費は、国際委員会が管理する本学会中央経費より支出する。

(事務局)

- 第7条 ジョイントシンポジウム運営に必要な事務は、学術集会等の運営事務局が国際委員会と協議の上行う。

第8条 この規程は、理事会の議決を経て変更する。

付 則

1. この規程は、令和3年5月27日より施行する。